

徳島県告示第三百七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

下町土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理事	溝杭正弘	溝杭正弘	徳島市下町本丁一七六
同	川人富士男		一〇七三
同	稲木 実		八八
同	町田三郎		一八八
同	宮本辰男		五七
同	河野 弥由美		八五
同		川人啓喜	二二七
同		川人正文	一九二
同		川人憲治	六六
同		町田光代	一八七
同		田中和代	二二七
監事	平山 章		二一八
同	秋田和聡		六五
同		河野 弥由美	八五
同		川人幸次	一二